



## 第5部

# 宇宙空間における 制度的枠組み

# 第5部 宇宙空間における制度的枠組み

## 第1章

### 総論

国際社会は、宇宙空間における軍事利用を禁止又は制限する幾つかの国際的な枠組みを既に作成している。例えば、1967年に発効した宇宙条約は、宇宙を宇宙空間と月その他の天体とに分け、宇宙空間については、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せ」ること、及び「他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置」することを禁止している。天体については、「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止している。

宇宙条約以外では、1963年に発効した部分的核実験禁止条約が、宇宙空間における核実験を禁止している。1978年に発効した環境改変技術禁止条約は、宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止している。1984年に発効した月協定は、「月」を天体と宇宙空間の双方を含む概念と定義した上で、月は「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、月における武力の行使、武力による威嚇等を禁止した。しかし、月協定の締約国は、主要な宇宙活動国を含まない13か国に留まっている。

## 第2章

# 宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)

### 第1節 ジュネーブ軍縮会議 (CD) における PAROS に関する議論

長年、宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS: Prevention of Arms Race in Outer Space) は CD の議題の 1 つとして議論されてきた。1985年から1994年まで軍縮会議において「宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)」に関する特別委員会が設置され、宇宙条約を補完する新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器、対弾道ミサイル・システムの評価などにつき議論が行われた。しかし、実質的な成果は得られず、その後、PAROSに関する特別委員会は設置されていない。2008年、中国及びロシアが、宇宙空間への兵器の配置を禁止することを含む

「宇宙空間における兵器配置防止条約案 (PPWT)」を CD に提出した。CD は長年にわたって、軍縮条約の交渉を行うための作業計画を採択できずにいたが、2009年に12年ぶりにコンセンサス採択された作業計画では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) 交渉のための作業部会の設置が合意されるとともに、PAROSについては実質的議論を行うための作業部会の設置が合意された。しかし、採択された作業計画を実施するための作業日程等についての合意が見られず、結局進展は得られなかった。

### 第2節 日本の立場

日本は、宇宙空間における軍備競争は防止されるべきであるとの観点から、宇宙における軍備競争の

問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、CD における議論に積極的に参加している。

## 第3章

# 宇宙活動に関する国際行動規範

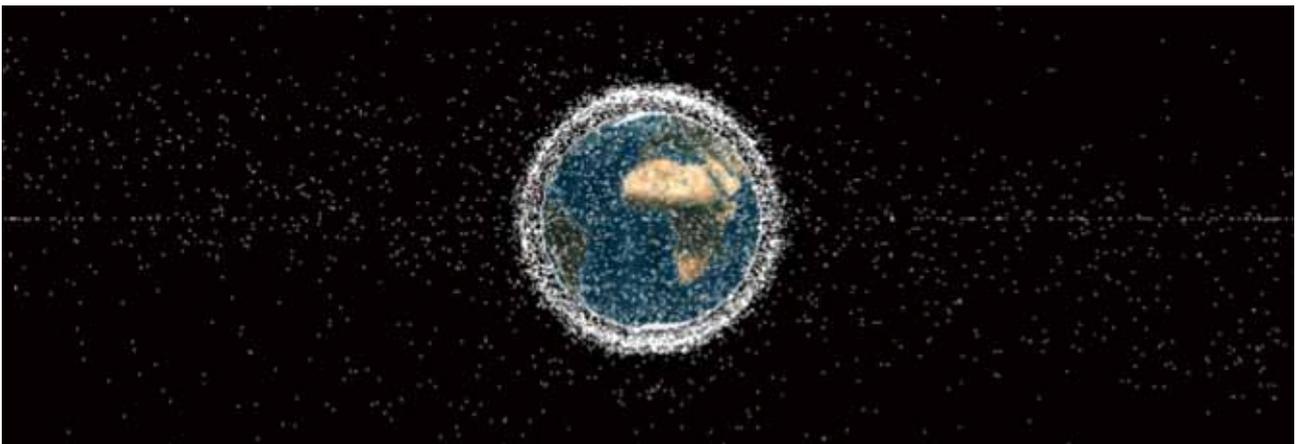
### 第1節 概要

#### 1. 経緯

近年、宇宙利用国や宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、2007年の衛星破壊（ASAT: Anti-Satellite weapon）実験のような不透明な宇宙活動等の問題に対処する必要性が生じている。この状況に対して、CD及び国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を含む宇宙関連の多国間協議の場で法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトローの策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築するとの時流が形成されつつある。

そうした中、2008年12月、EUが、法的拘束力を有しないソフトローとして、EU総務・対外関係理

事会において、国際社会に対して提案するものとして、宇宙活動に関する国際行動規範案を採択した。その後、各国との協議を踏まえ、EUは、2010年9月、EU総務・対外関係理事会において国際行動規範案の改訂版を採択した。EUは、その後も各国との協議を続け、2012年6月、同行動規範の多国間外交プロセスを正式に開始するため、ウィーンにおいて、すべての国連加盟国に開かれた最初の多国間会合（multilateral meeting）を開催した。今後、数回の多国間専門家会合（multilateral expert meeting）を経て、署名のための外交会議が開催される予定である。



地球を取り巻く大量の宇宙ゴミ（スペースデブリ）のイメージ（現在軌道が判明しているデータを基に解析）

#### 2. EU提案の国際行動規範案の概要

宇宙活動の活発化に伴って、宇宙活動の軍事利用と民生利用の境目が曖昧になる中、EUが提案する国際行動規範案は、軍事利用と民生利用の両方の宇宙活動をカバーすることを意図している。また、各

国の宇宙活動の透明性及び信頼を醸成する、透明性・信頼醸成措置（TCBM）の一環と位置づけられている。具体的には、署名国は、事故、衝突その他の有害な干渉可能性を最小化する措置をとること、宇宙ゴミ（スペースデブリ）発生低減のため宇宙物体

の意図的な破壊等を差し控えること、宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入、衝突等のリスクを通報すること、参加国は、他国が同規範のコミットメントに矛盾する

活動を行っているとする理由を有する場合に協議を要請することができること等が規定されている。

## 第2節 日本の立場と取組

日本は、宇宙ガバナンスの構築を目的としたソフトローの整備が、宇宙活動国間の信頼醸成及び日本の安全保障に貢献し、国際社会の宇宙活動の利益ともなるとの立場を踏まえ、国際行動規範案の基本的な概念や原則を支持している。2012年1月には、玄葉光一郎外務大臣が、日本として「EUが主導して

きたイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意がある」旨表明した。日本は、同行動規範案が実効的かつ普遍的なものとなり、多くの国が同行動規範案に参加できるよう、アジア諸国をはじめ、関係国と密接に協力・意見交換している。